東京大学病院教職員勤務時間、休暇等規則

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１７年　３月２８日
改正　平成１９年　３月２６日
改正　平成２１年　３月２６日
改正　平成２２年　３月２５日
改正　平成２３年　３月２８日
改正　平成２５年　３月２８日
改正　平成２６年　３月２７日
改正　平成２８年　３月２３日
改正　平成２８年１２月１５日
改正　平成３１年　３月２２日
改正　令和　６年　３月２１日
改正　令和　８年　３月１９日
改正　令和　８年　９月１７日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、東京大学病院教職員就業規則第３５条の規定に基づき、教職員の勤務時間、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第２条　教職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

第２章　勤務時間、休憩及び休日等

（始業及び終業の時刻等）

第３条　始業及び終業の時刻は、次のとおりとするほか、業務の実態に応じ別に定める時刻とすることがある。詳細は別に定める「東京大学病院教職員の勤務時間、休暇等細則」による。

一　始業　午前８時３０分

二　終業　午後５時１５分（第４条第１項の規定により休憩時間を４５分とする教職員にあっては午後５時）

２　業務上、その他特に必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、１日の勤務時間が７時間４５分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

（休憩時間）

第４条　勤務時間の途中に、１時間の休憩時間を置く。ただし、教職員が申し出た場合には、休憩時間を４５分とすることができる。

２　前項の休憩時間は、１時間にあっては午後０時から午後１時、４５分にあっては午後０時から午後０時４５分までとするほか、業務の実態に応じ別に定めることがある。

３　教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。
４　業務上、その他特に必要がある場合には、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を変更することがある。

（休息時間）
第４条の２　本院に勤務する教職員のうち、時間外勤務及び休日勤務の状況から追加的な健康確保措置が必要と認められる者については、１日の勤務終了後から次の勤務開始までの継続して休息する時間（以下「休息時間」という。）を確保するものとする。
２　前項の休息時間に関し必要な事項は、別に定める。
（通常の勤務場所以外での勤務）
第５条　教職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。
（時間外・深夜・休日勤務）
第６条　業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は第９条の休日に勤務を命じることがある。
２　業務上の必要がある場合には、労基法第３６条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第３２条に定める時間（以下「法定労働時間」という。）を超えた時間又は同法第３５条に定める休日（以下「法定休日」という。）に勤務を命じることがある。
（時間外勤務における休憩時間）
第７条　前条第１項の規定により勤務を命じる場合に１日の勤務時間が８時間を超えるときは、１時間（所定の勤務時間内に置いた休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。
（非常災害時の勤務）
第８条　災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務を命ずることがある。
２　前項の勤務を命じる場合には、労基法第３３条第１項に定める必要な手続きを行うものとする。
（休日）
第９条　休日は、次の各号に定める日とする。
一　日曜日
二　土曜日
三　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日
四　１２月２９日から翌年１月３日までの日（前号に定める休日を除く。）
五　その他、特に指定する日
２　法定休日は、前項第１号の日とする。
３　別段の定めにより、前項第１号又は第２号の日に替えて、他の週日を休日とすることがある。
（休日の振替及び代休）
第１０条　前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、別に定める。

第３章　宿・日直

（宿・日直）

第１１条　教職員に対し、所定の勤務時間以外の時間及び休日に本来の業務に従事しないで施設設備等の保全、外部との連絡及び附属病院等の医療施設における当直勤務並びに動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務を命じることがある。

２　宿・日直勤務の職務内容、時間その他の事項については、別に定める。

第４章　勤務しないことの承認

（勤務しないことの承認）

第１２条　教職員は、別に定めるところにより一定の時間につき勤務しないことの承認を受けることができる。

第５章　勤務時間の特例

（１ヶ月単位の変形労働時間制）

第１３条　業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、１ヶ月以内の一定期間を平均し１週間の勤務時間が３８時間４５分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

（１年単位の変形労働時間制）

第１４条　業務に季節的な繁閑がある勤務に就く教職員については、１ヶ月を超え１年以内の一定期間を平均し１週間の勤務時間が３８時間４５分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

２　前項の教職員の範囲等必要な事項については、労基法第３２条の４に定める労使協定を締結するものとする。

（フレックスタイム制）

第１５条　業務その他の都合上必要と認められる場合には、教職員に始業及び終業の時刻の決定を委ねる勤務に就かせることがある。この場合の始業及び終業の範囲については、原則として次の各号のとおりとする。

一　始業　午前７時から午前１０時まで

二　終業　午後３時から午後１０時まで

２　前項の教職員の範囲等必要な事項については、労基法第３２条の３に定める協定を締結するものとする。

（裁量労働制）

第１６条　業務の性質上必要が認められる教職員については、みなし労働時間によることがある。

２　前項のみなし労働時間に必要な事項については、労基法第３８条の３に定める協定又は労基法第３８条の４に定める労使委員会の決議によるものとする。

３　教職員が前２項に定めるみなし労働時間の適用を受ける場合には、第３条は適用しない。

第６章　休暇

（休暇の種類）

第１７条　教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

（年次有給休暇）

第１８条　年次有給休暇は、一の年（１月１日からその年の１２月３１日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる日数とする。

一　第２号に掲げる教職員以外の教職員　２０日

二　当該一の年において新たに教職員となった者（他の国立大学法人等の職員から引き続き教職員となった者及び役員から引き続き教職員となった者を除く。）　別表に定めるその年の在職期間に応じた日数欄に掲げる日数

２　前項に規定するもののほか、年次有給休暇の付与日数に関する必要な事項は、別に定める。

（年次有給休暇の指定・時季変更権）

第１９条　年次有給休暇は、教職員があらかじめ請求する時季に与えるものとする。ただし、教職員の請求する時季に年次有給休暇を与えることにより事業の正常な運営に支障が生じると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

２　年次有給休暇の一部について、労基法第３９条第６項の規定に基づく協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。

（年次有給休暇の大学法人による時季指定）

第１９条の２　年次有給休暇の日数が、一の年において１０日以上付与される教職員には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める日数（以下「時季指定日数」という）について、時季を定めて与えるものとする。

一　第１８条第１項第１号に定める教職員　一の年において５日

二　第１８条第１項第２号に定める教職員　次のイ又はロのいずれかに掲げる日数

イ　年次有給休暇を付与された日（以下「基準日」という。）から１年以内の期間において５日

ロ　基準日から次の一の年の末日までの期間において、当該期間の月数を１２で除した数に５を乗じた日数

２　前項の規定にかかわらず、前条の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が時季指定日数を超える場合は、時季指定日数）分については、時季を定めて与えることを要しない。

（年次有給休暇の単位）

第２０条　年次有給休暇の単位は、１日又は半日とする。ただし、教職員から請求があった場合で特に必要があると認められるときは、１時間を単位とすることができる。

（年次有給休暇の繰り越し）

第２１条　年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は、２０日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。

（病気休暇）

第２２条　病気休暇は、教職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要があり、そのため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

２　前項の休暇は、生理日の勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合に、その者を生理日に勤務させないときに準用する。

３　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他別に定める日（以下この条に

おいて「除外日」という。）を除いて連続して９０日を超えることはできない。

(1)　前項の規定による場合

(2)　業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第２項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3)　東京大学病院教職員環境安全衛生管理規程第２１条第３項の事後措置のうち、勤務時間の制限を受けた場合

4　前項ただし書及び次項から第７項の規定の適用については、連続する８日以上の期間（当該期間における要勤務日の日数が少ない場合は、その日数を考慮して別に定める期間）の特定病気休暇を使用した教職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた教職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、１日の所定の勤務時間（別に定める時間を除く。）の全てを勤務した日の日数（第６項において「実勤務日数」という。）が２０日に達するまでの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

5　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第３項ただし書の規定にかかわらず、当該９０日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

6　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日の翌日から実勤務日数が２０日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第３項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

7　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達することが見込まれる場合において、９０日に達する日の翌日から起算して７日以内に使用した特定病気休暇にかかる負傷又は疾病の症状等が回復し、職務に復帰できることが産業医又は大学法人が指定する医師の診断の結果明らかな場合に限り、第３項ただし書の規定にかかわらず、当該９０日に達する日の翌日以後の日においても、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９７日を超えることはできない。

8　療養期間中の休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第３項ただし書及び第４項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

9　第３項ただし書及び第４項から前項までの規定は、試用期間中の教職員には適用しない。

（特別休暇）

第２３条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により教職員から申出があった場合における休暇とする。

第７章　母性健康管理

（妊産婦である教職員の就業制限等）

第２４条　妊娠中の教職員及び産後１年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

２　第１３条及び第１４条の定めによって休日又は勤務時間を割り振られた妊産婦である教職員が請求した場合には、法定労働時間を超えて勤務させない。

３　妊産婦である教職員が請求した場合には、午後１０時から午前５時までの間における勤務、又は所定の勤務時間以外の勤務をさせない。

（妊産婦である教職員の健康診査）

第２５条　妊産婦である教職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認するものとする。

（妊産婦である教職員の業務軽減等）

第２６条　妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

２　妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務させないことができる。

３　妊娠中の教職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲で勤務しないことを承認するものとする。

第８章　育児・介護のための所定外労働の制限等

（所定外労働の制限等）

第２７条　小学校第３学年を終了する年の３月末までの子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する子又は配偶者等（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として本院が認めた者を含む。）の子をいう。以下同じ。）の養育又は対象家族（東京大学病院教職員休業規則（平成２６年３月２７日制定。以下「休業規則」という。）第８条第２項に規定する対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う教職員（以下「育児・介護教職員」という。）が、所定の勤務時間を超えて勤務しないことを請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えて勤務させてはならない。

２　育児・介護教職員が、労基法第３２条に規定する労働時間を超える勤務について、子の養育又は対象家族の介護を行うために請求した場合は、労基法第３６条に基づく協定で定めるものとする。

３　育児・介護教職員が深夜（午後１０時から午前５時までをいう。）に勤務しないことを請求した場合は、第１項の規定を準用する。

（勤務時間の短縮）

第２８条　教職員は、育児又は介護を必要とする場合には、１日の所定の勤務時間を短縮した勤務に就くことができる。この場合の期間及び時間については次の各号のとおりとする。

(1)　小学校第３学年を終了する年の３月末までの子を養育する期間　１日につき３時間４５分の範

囲内

⑵　要介護状態（休業規則第８条第１項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）にある対象家族を教職員が介護をするために要する期間　１日につき３時間４５分の範囲内

２　前項第２号の期間は、当該対象家族の一の継続する要介護状態につき勤務時間短縮の開始日から連続する３年の範囲内とする。

３　第１項各号の時間は、始業時及び終業時に１５分単位で取得することができるものとする。

（始業及び終業の時刻の変更）

第２９条　教職員は、育児又は介護を必要とする場合には、１日の所定の勤務時間を変更することなく第３条第１項及び東京大学病院教職員勤務時間、休暇等細則（平成１６年４月１日制定）第３条に定める時刻により、勤務に就くことができる。

２　前項の勤務に就くことができる期間は、前条（第３項を除く。）の規定を準用する。

（１ヶ月単位の変形労働時間制の適用）

第３０条　教職員は、育児又は介護を必要とする場合で、業務に支障がないものと認められる場合には、第１３条に規定する形態により、勤務に就くことができる。

２　前項の勤務に就くことができる期間は、第２８条（第３項を除く。）の規定を準用する。

（手続き）

第３１条　第２７条から前条までの規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。

第９章　適用除外

（勤務時間等の適用除外）

第３２条　第２章から第５章の規定は、東京大学病院教職員給与規則（平成１６年４月１日制定）第２１条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

（年次有給休暇の引継ぎ）

２　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）附則第４条の適用を受け東京大学医学部附属病院に承継された教職員の施行日における年次有給休暇の日数は、第１８条第１項の規定にかかわらず、当該施行日の前日における一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第３３号。以下「勤務時間法」という。）に基づく年次休暇の未使用の日数及び時間（以下「日数等」という。）とする。

３　前項に定める教職員のうち、平成１６年１月１日（以下「付与日」という。）に受けた勤務時間法による年次休暇の日数（前年から繰り越された日数（以下「繰越日数」という。）を除く。）が、２０日未満であった教職員の施行日における年次有給休暇の日数は、付与日に２０日を受けたものと仮定して繰越日数と合算した日数から、付与日から施行日の前日までに使用した日数等を控除した残りの日数等とする。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（病気休暇の経過措置）

２　第２２条第３項ただし書及び第４項から第８項の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（年次有給休暇の時季指定の経過措置）

２　この規則による改正後の第１９条の２の規定は、この規則の施行日以後に年次有給休暇を１０日以上付与された教職員について適用する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表（第１８条第２号関係）

在　職　期　間	日数
１月に達するまでの期間	２日
１月を超え２月に達するまでの期間	３日
２月を超え３月に達するまでの期間	５日
３月を超え４月に達するまでの期間	７日
４月を超え５月に達するまでの期間	８日
５月を超え６月に達するまでの期間	１０日
６月を超え７月に達するまでの期間	１２日
７月を超え８月に達するまでの期間	１３日
８月を超え９月に達するまでの期間	１５日
９月を超え１０月に達するまでの期間	１７日
１０月を超え１１月に達するまでの期間	１８日
１１月を超え１年未満の期間	２０日